

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋地下1階の復水脱塩装置再生塔室エリア用連続ダスト放射線モニタの自動測定実施中、「サンプリング流量低」を示す警報の発生と共に、当該モニタが自動停止したため、原因調査後、対応検討	G III	
2	2号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置（2号機用）の空気圧縮機（A・B）の潤滑油供給配管に油のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
3	2号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置膨張槽への補給水入口電磁弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
4	3号機	原子炉建屋5階床面にある電源コンセントに保護カバーを取付けた際、同保護カバー紛失防止用の鎖（金属製）が当該コンセント内差込口の接点に接触し、「480V所内電源盤（3SA）地絡発生」を示す警報が発生し、即、復帰したため、原因調査後、対応検討	G I	12月24日再審議にて グレード変更 G II→G I
5	3号機	定例炉心性能計算のための中性子束分布測定（以下、中性子束分布測定）及び中性子計測系局部出力領域モニタ校正において、中性子束分布測定の正常終了ができず、定時に出力している炉心性能計算結果の出力不可が認められたため、中性子束分布測定を再度実施	対象外	
6	4号機	燃料交換機の移動（走行）操作中、燃料交換機のマスト伸縮管部と手摺仮置き金具（フック）が接触し、当該金具に変形及び手摺りに接触痕が認められたため、原因調査後、対応検討 尚、燃料交換機のマストの機能には異常のないことを確認し、作業を再開	G II	
7	4号機	残留熱除去海水系及び非常用ディーゼル発電設備補機冷却海水系取水エリアの岩着ダクトピットサンプポンプ（C）の自動起動・停止及び警報用レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	G III	
8	5号機	タービン建屋1階にある資材倉庫裏の床面亀裂部（長さ約30cm）より水（汚染なし）の浸入が認められたため、拭取り清掃し当該部を点検・修理	G III	
9	6号機	可燃性ガス濃度制御系冷却器の点検・修理に関連し、予め作成した溶接施工方法に関する資料の機械試験記録において、引張強さの判定値に誤記が認められたため、誤記を訂正	G III	
10	6号機	廃棄物処理建屋地下1階の南側通路に水溜り（約1リットル、汚染なし）が認められたため、拭取り清掃し現場調査後、対応検討	G III	
11	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A）循環ポンプの点検において、濃度計元弁のグランド部より堰内への廃液の微少リーク（約3.9cc、放射能：1.9E+2ベクレル）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
12	集中環境施設	取水設備トラベリングスクリーン（A）駆動用電動機の点検において、負荷側・反負荷側シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	G III	
13	その他	使用済燃料共用プール建屋3階エリア用連続ダスト放射線モニタの自動測定実施中、「サンプリング流量低」を示す警報の発生と共に、当該モニタが自動停止したため、原因調査後、対応検討	G III	